HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	台湾における生産者組織の展開と産銷班の位置付け
Author(s)	康, 明雄
Citation	農業経営研究, 30, 95-116
Issue Date	2004-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36591
Type	departmental bulletin paper
File Information	30_95-116.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

台湾における生産者組織の展開と産銷班の位置付け

康　明雄

1. はじめに
2. 台湾農業の特徴
3. 戦後台湾における農業政策と生産者組織政策の展開
4. 制度による産銷班の概要
5. おわりに

1. はじめに

台湾は2002年にWTOに加盟し，国内農業を取り巻く情勢が一段と厳しくなってきた。国際的には，貿易自由化の波が押し寄せ，WTOに関する規範を守らなければならなく，さらなる市場開放が要求されている。例えば，農産物の輸入関税の削減，輸入数量制限，地域輸入制限及び国内助成措置など保護政策の廃止をしなければならない。そして将来農産物の輸入量が増加すると，国内の競争力のない農産物は減少し，農産物の生産調整も必要になる。

農業環境の変化に対応するために，農業政策も時代の背景を反映する必要がある。台湾の農業政策は過去の生産力向上を中心とした政策から世界各国の農産物と競争するために，競争優位の政策に変更しなければならなくなる。つまり，これからの農産物の生産は市場の需要による考え方がさらに強くなる。

競争優位のために，農産物の新品種の開発，品質の向上などが重要であるので，技術の向上が重要である。また，台湾では人口の割に土地が狭小で，一戸当たりの耕地面積は1.1haと経営規模が小さい。機械化によって一部分の労働力が代替されたが，全体的に言えば，生産と販売のコストは高い。このような農業構造で農家が組織を通じて，技術の交流，資材の共同購入，経営規模の拡大，機械の共同利用，労働力の交換，販売量の拡大などによって，コストの低減を期待することができる。

従って，農政機関は生産者組織を通じて，農家の生産コストを低減させ，農産物の

付加価値，農家の所得を向上させるために，農業政策の中で生産者組織を積極的に取り入れてきた。しかし，台湾の生産者組織は農業展開の過程でどのように変化してきたかは必ずしも明らかでない。よって本稿では戦後台湾の農業における生産者組織の展開を明らかにし，現在の産銷班の位置付けを明らかにする。

2. 台湾農業の特徴

台湾全域は亜熱帯及び熱帯に位置し，年間平均気温はおよそ 20 度から 25 度の間で，最寒月の 2 月でも 10 度を越え，夏の暑い季節には 35 度を越す日も少なくない。降雨量は年間平均およそ 2,500mm で，冬季の北東季節風，夏季の南西季節風，それに 6 月から 11 月にかけての台風が全島的に豊富な雨をもたらしている。すなわち冬は温暖で，夏は暑く，雨が多い点が台湾の気候の特徴となっている。人口は 2,234 万人 (2001 年) を擁する。面積は 36,000 平方 km であり，標高 100～1,000m の中間地と標高 1,000m 以上の山間地が，それぞれ全土地面積の 27%と 46%を占める。標高 100m 以下の平地は全体の 27%に過ぎない。農用地は全面積の 24%ほどを占め，北部地域及び東部地域よりも，中部地域および南部地域により多く分布する。

戦後，台湾経済の成長に伴って，国内産業別の構成比が変化してきた。国内総生産額に占める産業別構成比の推移は表 1 に示したように第 1 次産業の構成比は 1952 年の 32.2%から 02 年の 2%以下に大きく減少してきた。第 2 次産業は 80 年代にピークに達した後，次第に減少してきた。第 3 次産業は 80 年代から構成比が増加する一方である。同じように農林水産物の生産高と構成比も経済成長に伴って推移してきた。表 2 に示したように，農林水産物の生産高は 53 年の 10 億元台から増加し，93 年以降は 350 億元から 420 億元の間に止まっている。また，構成比を見ていくと，耕種部門は 53 年の 72.6%から 02 年の 43.3%と次第に減少してきた。畜産部門は 53 年の 15.8%から増加してきて，70 年代後半から 27%から 35%強の間に動いている。漁産物は 53 年の 6.5%から 02 年は 26.4%と次第に増加してきた。林産物は 53 年から 70 年代の前期までは 4%強から 7%台の間に動いて，70 年代の半ばから次第に減少して，02 年は 0.2%を占めている。

そして耕種部門の内訳も変化してきた。表 3 の耕種部門生産高と構成比の推移に示したように，果樹は 52 年の 3.5%から 02 年の 35.5%と著しく増加している。野菜は 52 年の 4.8%から増加してきて，80 年代以降は大体 21%から 25%未満の間で推移している。水稲は 52 年の 58.7%から 02 年の 21.1%と著しく減少してきた。工芸農作物は 52 年の 17%から 02 年の 5.8%と少々減少してきた。雑穀は 52 年の 16.0%から 02 年の 5.4%に減

少してきた。

耕種部門には土地に制限されるので，次に耕種農家の耕地規模で農家経営の特徴を説明していく。表4に示したように，全体的に耕地面積が減少してきた。その経営規模を見ていくと，90年から01年まで0.1ha未満の比率は5%以下，0.1haから0.5ha未満の比率は一番多くて，40%から45%前後の間に占め，0.5haから1haまでは30%以下を占め，1haから2haまでは15%から20%の間を占め，2ha以上の比率は低い。このような耕地の規模階層によって，台湾の農家経営は零細規模であり，規模階層の変化があまり見られないことが分かる。そして表5の耕種部門の専兼業別農家戸数構成比を見ると，90年に専業農家と兼業農家の比率はそれぞれ13.2%と86.8%であった。その後，専業農家の割合が徐々に増加し，01年に専業と兼業の比率は19.9%と80.1%になった。また兼業農家の中に専業中心と兼業中心の比率を見ていくと，90年にその構成比は17.3%と69.5%になり，その後，構成比は若干変動して，01年に専業中心と兼業中心の比率はそれぞれ14.2と65.9であった。以上の構成比から台湾の兼業農家が多いことがわかる。こうした零細規模や兼業経営の特徴によって，一戸当たり農家所得と非農家所得は表6に示したように90年代から農家所得は非農家所得の約8割り前後になり，農家所得は非農家所得より低いことがわかる。

以上の統計から台湾農業の比重は耕種部門から畜産部門に移行しており，耕種部門の中で稲作が減少し，果樹や野菜が次第に増加してきたことを確認した。また農家経営では一戸当たりの耕地面積が狭く，兼業農家の割合が高く，非農家と比べた場合に，農家の所得が低いことが分かる。このような台湾農業の特徴をふまえて，農業政策の展開と生産者組織の展開を次に見ていく。

3. 戦後台湾における農業政策と生産者組織政策の展開

1) 農業政策と生産者組織政策の展開

戦後，1945年に台湾は日本から中華民国に返還された。戦後の中華民国は内戦に終始し，台湾に対して，あまり余裕がなかった。そして1949年に中華人民共和国と中華民国が分かれて，中華人民共和国が中国大陸に政権を持ち，中華民国が台湾に移った。また，中華民国の戦後の農村復興のために，中米両国の経済合作協定によって，49年10月1日に南京に成立した「中国農村復興聯合委員会」（農復会と略する）も中華民国と一緒に台湾に移った。その後，本格的な農業・農村開発政策が行われてきた。そのような農業政策の展開は生産者組織の方策の特徴を基準としておよそ4つの時期に区分される。以下では表7に沿って，農業政策や生産者組織に関する施策政策の展開を述べていく。

第1期は，45～68年までの時期であり，終戦直後，農業では日本から農林業資産の引き受けや公有土地の賃貸の徴収方法を修正して公布した。その後，農業・農村開発政策には国民に対する食料の供給，農業増産による工業化促進，経済発展のための農工間資源移動に力を入れた。農業部門に対して食料の増産，食料自給率の向上及び国民の栄養の改善のみならず，農産物輸出による外貨の獲得，労働力の供給及び資本蓄積など，多くの役割が負わされた。そして主な方策は小作料低減，公有農地払い下げが実施され，自作農創設に代表される制度改革及び化学肥料と米穀との交換制度，米穀の強制買い上げ制度が実施された。

この時期の生産者組織についての方策は1952年に農政機関（農復会）が食料の増産，農村社会を安定させるために農会の農事小組（日本の農事組合に相当）を通じて「綜合性農事研究班」を組織した。その組織で農家を指導して各種の農耕措置を改善させる。また団体接触の方式で農業の技術普及を行い，農家に新品種の採用，新しい施肥技術，新農薬及び労働力集中的な技術を指導し，政策の目標は単位面積生産量及び耕種技術のレベルアップであった。そして53年に共同作業の方式，協同の力で優良な耕作技術を取り入れ，生産コストを低減させる目標があった。その後63年に「水稲共同栽培」を行い，協議方式の共同作業から品種協定の共同栽培に変更した。さらに66年に農政機関（農復会）が「水稲綜合栽培」を行い，普及の地域を拡大し，綜合優良な耕作技術の共同栽培を奨励して，目標は共同経営で単位面積当たりの稲作生産量を向上させるであった。それは土地を隣接している農家に班を組織させ，耕作技術が上手な農家を幹部にさせて，ほかの農家に優良な技術を指導させ，農家の組織化を行った。(註1)。この期間に，その組織の指導は水稲に限定されていた。また農村の労働力はまだ余裕があることや農業生産を増加させるために，協同作業や協同栽培を推奨した。この時期は技術の普及に重点を置いた生産者組織と言える。

第2期は，69～82年で，第2次産業の発展に伴って，農村の労働力が都市部へ流失し，農業の生産資材が高くなった。農工間の均衡発展や輸出農産物の開発によって農業収益の向上が主な開発政策であった。政策の目標は農業生産の強化，農産物流通の効率化，農業収益力の上昇及び農民所得の向上などであった。その目標を達成するために，農業の機械化，農産物流通の効率化が図られる一方，米肥バーター制度が廃止され，それらにかわって糧食安定基金や米の価格支持政策が導入され，農業保護の段階に入った。

そのような政策で，生産者組織については，69年に農場経営の改善や病虫害の防止のため，「農場共同経営班」，「共同防止隊」を設立させた(註2)。71年に主管当局は中核農家を中心に共同経営班を組織し，農業機械化を指導し，生産専業区を設置し，集団栽培を行わせた。その組織は農業機械で経営規模の拡大や労働生産力の向上で，

農業労働力不足の問題を解決することや生産コストの低減や農場収益の向上のために，村内に15～20haの土地を隣接して，同一作物を生産している農家を組織して一つの単位にさせ，農機の共同利用で共同経営作業を行わせた(註3)。また1973年の「農業発展条例」により，共同経営は農場規模拡大の方法の一つと定められた。78年以降の育苗センターの設立は中核農家の共同経営及び集落単位の共同経営を重点的に行われた。さらに79年の「台湾地区家庭農場共同経営及委託経営促進要点」及び82年に実施された「第二階段農地改革方策」は生産者組織化をさらに強調した(註4)。この段階は農家の集団化を条件にして機械，設備に対して補助を行い，機械及び設備の利用率を向上させた。集落地区の中核農家は機械利用組合を作り，受託経営規模や受託作業を拡大した。

第3期は，83～91年で，農業基盤整備の強化ならびに農業構造政策が登場する。そして，一方では貿易自由化が進められたが，他方では米に代表される主要食料の自給達成が政策目標に掲げられるに至った。第2期に導入された米の価格支持によってもたらされた米の過剰問題に対して，84年に稲作転換政策が導入された。またこの時期の末には農産物の市場開放政策に着手し，88年には関税引き下げ5カ年計画が公表され，同年からトウモロコシ及び大豆の輸入が自由化された。(註5)

その状況で農業の営農条件が次第に悪化して，中央農業建設計画の段階的な実施の中で生産者組織がさらに重視された。例えば，83年に「米生産転作六年計画」が作られ実施され，転作奨励，保証価格などの方式で米の生産量を減少させることを目的としていた。86年には「農地利用綜合規劃執行計劃」が行われ，農地利用綜合企画地区を完成したデーターに基づいて生産者組織を再編した。この段階は土地の栽培品目を類型して生産者組織を形成し，土地利用の合理化が計られた。また集団的な転作で米の生産量を減少させ，生産調整を行なった(註6)。また，それぞれの計画指導によって，異なる目的，異なる名称の班，隊組織が生じ，呼び方も多様化していった。例えば，産銷班，共同経営班，代耕隊などの言い方があった。そして91年から共同経営班を産銷経営班と改称した(註7)。この時期の組織は現代農業経営の理念や農業利益を求める意識が見られる。農業組織が次第生産中心の組織から経済性の組織に変更したことが分かる。

第4期は92年以降で，GATTやWTOに加盟するために，自由化のいっそうの促進とそれと歩調を合わせた農業生産の合理化・効率化がうたわれた。より具体的には，農地利用の規制緩和による構造政策の推進，稲作の転作政策の強化，農業の国際的競争力の向上を狙いとする高付加価値生産物へのシフトのほか，農村生活の質的改善と農家福祉の向上，農業生態環境の保全，農業資源の持続的利用などが，これまで以上に積極的に政策の対象に取り込まれるようになった。これらは，広義にはWTO加盟対策

の一環としてとらえることができる。なお，この時期になると，都市の消費者の間での農産物や食品の安全性などに対する関心の高まりがみられるようになった。このため，政府による適正な農薬使用による農産物の認証制度（適正栽培プログラム，GAP，或いは減農薬栽培，吉園普）が行われている（註 8）。

生産者の競争力の向上や消費者の食品品質の向上が要求された背景には，従来指導して成立した生産者組織には名称が異なっていても機能は似ていることや一部分の人と組織が重複している現象があり，農業資源の合理的な利用ができなかった。従って，92 年に農政機関（農業委員会）が「農業産銷経営組織整合実施要点」（農業生産，販売組織に対する再編の実施要点）を制定した。これは異なる名称の農家組織の長所を残し，不要な部分を削除し，再編して現代化の生産と販売の体制及び制度化組織の指導システムを作りあげることを目標にした。その再編の原則は（1）農家を主体にして，経営している農産物の類別によって，産銷班の基礎を再編して，一戸当たりは 1 人に限定する。（2）同じ農産物の産銷班は再編するべき，同じ類別の産銷班は一つの指導システムを原則とする。そして農業経営組織の名称は産銷班に統一した。

その後，93 年に農政機関（農業委員会）は「整合核心農民組織及指導計画」（中核農家組織の再編及び指導計画）を公布した。各級政府機関を通じて農漁民を指導して，野菜，果樹，花卉，養殖水産物，養豚，鶏肉，鶏卵など 7 品目の重要な農産物の生産と販売の経営組織のチェック，登録，ファイル及び更新の仕事を行い，各生産と販売組織の企画や指導再編の基礎になる。この計画は先ず花蓮県と台東県で実施され，西部各県市は花卉や野菜産銷班の再編を行った。95 年からその 7 品目の産銷班の再編指導を行った。その後，農政機関（農業委員会）は「産銷班整合組訓及考核輔導作業手冊」（農業生産，販売組織に対する再編の組織訓練及び評定の指導作業ガイド）によって，指導再編の産銷班の品目類型は 16 まで増加して，企業経営理念の産銷組織を指導して，将来の競争に対応できるようにした。

そして WTO の加入や国際的な競争に勝ち抜くために，2000 年に「農業策略聯盟」（戦略的提携）という農業政策が登場した。これは戦略的提携において農業の競争力を高める政策である。そこでの産銷班は「農業策略聯盟」の基盤として重要な役割を期待された。2001 年に，組織を強化するために，「農業産銷組織輔導辦法」（産銷班についての指導方法）が作られた。2003 年にさらに組織の法制化が強調され，新しい「農業産銷組織輔導辦法草案」（産銷班についての指導方法案）が作られ，産銷班の品目類型は 22 まで増加した。

2）産銷班の実態把握

以上のような産銷班の政策によって産銷班に参加する農家も増加してきた。表 8 に

示したように産銷班に参加する戸数は95年の86,333戸から2000年の128,857戸に増加してきた。農家戸数に占める産銷班に参加する戸数の割合は10.9%から17.9%に増加してきた。表9の台湾における産銷班の概要を見ていくと03年の産銷班では果樹の班数が一番多くて，野菜，花卉はその次である。1班当たりの人数は28人から10人の間であり，平均は19人である。一戸当たり果樹の経営規模は1.7ha，野菜は1.3ha，花卉は3.9haである。花卉の栽培面積は耕種部門のほかの作物と比較すると，経営規模が大きいといえる。また2003年と1996年と比較すると，産銷班の班数は1,000班以上の増加に伴って，班員数は17,000人を超えた。班あたり班員の変化はあまりなかった。1人当たりの経営規模を見てみると，花卉，採卵鶏や酪農の増加が著しく見られる。また表10で台湾におけるの産銷班の地域性を見ると，2003年に彰化県，嘉義県，台南県，屏東県，高雄県，台中県といった中部と南部地域において産銷班の班員数が多いのに対して，北部と東部地域では比較的少ないことがわかる。

4. 制度による産銷班の概要

以上のような生産者組織の展開から，生産者は農業政策によって主導されたことが分かる。生産者組織のことをより詳しく述べるために，制度によって産銷班の組織の運営と業務，組織の評定と管理を分けて述べていくうえ，産銷班の概要を把握する。

1)組織の運営と業務

(1) 産銷班の目的

1995年の「産銷班整合組訓及考核輔導作業手冊」によれば産銷班の組織目的は次のように書いてある。1.産銷班の施設，資材の共同利用を指導し，生産コストを低減させる。2.班員間の労働力，技術，能力の相互支援によって，経営効率を向上させる。3.組織の活動及び教育を実施，農業経営能力を向上させ，農家幹部及び後継者を育成させる。4.班組織によって共同で農場の経営作業のために，農業生産環境を改善させる。5.班員の生産計画の企画及び市場開拓で合理的な価格ができるように，秩序のある生産と販売システムを構築し，製品の供給量を安定させる。6.班員の製品の共同選別によって，品質を向上させる。また，共同運搬，直接販売，価格の共同議決によって，中卸売り業者の搾取を低減させ，消費者の信頼を増強させる。7.班によって新製品，新技術及び製品の加工レベルを開発し，農産物及び経営の付加価値を向上させる。8.政府の政策宣伝及び班員の意見を反映させる。

また2003年の「産銷班輔導辦法草案」の序文では台湾の農家の経営規模が小さく

て，農業生産資源の利用効率が低くて，生産コストが高い，個別農家の農産物の数量が少なくて，農産物の値段を交渉する能力が低くとなっている。それを改善するために，本会（農業委員会）は積極的に土地相隣若しくは同じ品目を経営している農家を積極的に指導し，結合させて産銷班を成立して生産の規模を拡大すると述べてある。以上の規程から産銷班に期待される目的は農業の振興と言える。

（2）産銷班に参加する資格

次のような条文が示されており，産銷班が地域若しくは品目によって成立することがわかる。「産銷班輔導辦法草案」の第3条では「産銷班の成立は20歳以上，同じ郷（鎮，市，区）が同一指導単位の管轄区内，土地が相隣か同じ品目を経営している農家を原則にする。しかし，直轄市あるいは県（市）主管機関の許可を得る場合は同じ直轄市か県（市）管轄区の農家で成立することができる」。これは農家が産銷班に参加する資格を明らかにすることである。また農家が同じ品目の産銷班に重複加入し，班員の人数を水増しして政府の資源配置を回避するために，農家が一つの品目に一つの産銷班にしか参加できない。

第4条では「1，産銷班は品目ごとに，野菜，果樹，花卉，雑穀，水稲，特用作物，キノコ類，豚，牛，鹿，羊，兔，鶏，鶏卵，鴨，ガチョウ，七面鳥，蜂，水産養殖，特定漁業，観光農業など22類に分類する。各産銷班の規模条件は別に定める。2，産銷班が従事している品目が前項の22類に分類できない場合，直轄市あるいは県（市）主管機関が中央主管機関に報告して増列することができる」。このように行政管理のために，「農業統計年報」，「畜牧法」及び各界の意見に基づいて22類，経営規模基準に分類された。その例外の場合は増列することも可能である。そのような分類によって，産銷班の動向を品目別に把握しやすいと言える。第5条では「産銷班名称は統一で直轄市（県，市），郷（鎮，市，区），品目別，製品名，及び班の順で定めて編定する。編定の様式は別に定める」。さらに第6条「産銷班の住所は組織区域内に設置するべきこととする。但し，直轄市或いは県（市）主管機関の許可を得た場合はこの限りではない」。第4条から第6条までは政府管理のために産銷班の品目分類，班を作る規模の条件，名称の作り方，班住所設立の範囲を明らかにした。

（3）産銷班の運営

次のような条文で産銷班の運営を規定しており，産銷班は民主的，多数決による議決が行われていることがわかる。「産銷班輔導辦法草案」の第7条では「農家が産銷班を作る時，指導単位に指導員の派遣を要請して準備会議の招集，組織規程の作り，班長，副班長，書記及び会計などの幹部の選挙を指導してもらう」。とあり，それは産銷班が登録する前に準備会議の開催，組織規程及び班幹部を選挙することを明らかにしている。第8条では「産銷班の組織規程は以下のような事項を明記すること。1，

名称。2，主旨。3，組織区域。4，所属指導単位。5，業務範疇。6，班住所。7，班員加入，退出及び除名。8，班員の権利及び義務。9，班費支出或いは返金。10，定期班会及び臨時班会。11，班長，副班長，書記及び会計選挙方式及び任期。12，経費運用，財産保管及び会計制度。13，規程修正。14，解散及び清算」。それは産銷班組織の規程の中に明示すべきことを明らかにしている。

第9条では「1，産銷班の設立会議を開いた後7日以内に，班長が設立申請書を提出し，班員名簿，班員の国民身分証明書写し，会議記録，組織規程及び経営規模証明資料などを添え所属指導単位に申請を申し込む。指導単位は受領後，審査を行い，すべての書類がこの方法で要件を満たすものはその資料を産銷班情報サービスシステム（以下「産銷班情報システム」と言う）に登録した後，受付から15日以内，産銷班の申請書や関係の書類を用意して直轄市あるいは県（市）主管機関に再審査する。2，直轄市あるいは県（市）主管機関が受付後，産銷班の申込書，関係の書類を再審査し，産銷班情報システムの資料を確認した上，この手続きに合致するものに産銷班サービスシステムに合格を証し，リストに登録する。受付から15日以内に指導単位に回答することとし，中央主管機関が指定している所属試験改良場所に通知する。指導単位は直轄市あるいは県（市）主管機関の知らせを受けた後，7日間以内に，産銷班に知らせるものとする」。第10条では「産銷班がリストに登録された後その申請登録した時の添付資料に変更を生じたら，一ヶ月以内に班長から変更申請書及び関係書類を用意して前条の手続きで直轄市あるいは県（市）主管機関に変更登録を申請するものとする」。第11条では「産銷班が班会議により解散した場合，一ヶ月以内に班長から申請書及び班会会議記録を用意して，指導単位に産銷班情報システムに登録した後，直轄市あるいは県（市）政府に産銷班情報システムに削除し，解散する登録を申請する」。第12条では「産銷班は班会議の決議により合併する場合，1か月以内，合併後或いは新しく成立された産銷班の班長が申請書及び関係の書類を用意し，第九条の手続きにより直轄市或いは県（市）主管機関に変更登録を申請し，或いは登録に記録及び解散の登録を行う」。このように第9条から第12条までは産銷班の設立申請，変更，解散，合併の手続きを明らかにしていることが分かる。

第14条では「1，産銷班の班会は定期班会と臨時班会に分けて，班長が招集する。班長が出席できない場合は副班長から招集する。班長と副班長とも招集することができない場合，班員2/3以上の請求で所属する指導単位の代わりに招集することができる。2，定期班会は2ヶ月一回に会議を開く。臨時会議は随時開くことができる。3，産銷班が班会を開会する時，所属する指導単位に指導員の派遣を要請することができる。必要なときは関係の機関，学校及び団体なども指導員の派遣を要請することができる。4，産銷班の班会議は記録して保存し，所属の指導単位に送付しなければなら

ない。必要なときは関係機関，学校，団体にも送付できる」。第 15 条では「産銷班班会は以下の各事項に全体班員 2/3 以上の出席，出席人数 2/3 以上の決議で行うものとする。1，規程の変更。2，班員の除名。3，班員共同財産の購入及び処分。4，班員の共同投資及び利益の配分。5，合併。6，解散」。以上のような条文は産銷班の運営の仕方を詳しく規定しているものである。

（4）産銷班の班基金

以下の規程から産銷班の資金源や支出が分かる。「産銷班整合組訓及考核輔導作業手冊」によると班資金について次のようなルートがある。1.班員入会費。2.政府の補助。3. 指導機関の補助。4. 班員の寄付。5.そのほかの人，機関の寄付。6.事業収入。7.利息収入。8.その他の収入。資金の支出について 1.班活動場所の創設。2.班の事業投資。3.班の活動及び公益活動。4.班員資金の貸し出し。5.先進地域の見学。6.技術指導の要請。7.幹部の給料。8.その他班会議の議決事項。

（5）産銷班の業務内容

以下の条文で産銷班の業務に対して特別な規定がある。一般の企業と比較すると，それは優遇的な政策とも言える。「農業産銷組織輔導辦法」の第 15 条では「農業発展条例第 47 条によって，産銷班が共同経営，共同運搬，或いは自家の農産物を販売する場合，印花税及び営業税を徴収しない」。第 16 条では「産銷班は戦略的提携の方式で共同プラントを創設することができる。そして戦略的提携組織を通じて共同で自家の農産物を販売，内外市場を開拓することができる」。第 17 条では「産銷班は共同出資或いは班名義で奨励されて，購入した共同運搬車両或いは冷蔵車の場合，現役班長の名義及び直轄市或いは県（市）政府に登録したその班の文号で車両の許可書を申請することができる。そして班長の証明書によって班の共同財産管理及び運営に入れることができる。第 18 条では「産銷班は自家の農産物を販売する場合，現役班長の名義及び直轄市或いは県（市）政府に登録した文号で農家の領収書を作ることができる」。第 19 条では「農漁民団体の指導によって産銷班は自家の農業廃棄物の資源回収を利用して有機肥を作ることができる。そして肥料登記証の申請ができ，戦略的提携組織を通じて市場の開拓ができる」。

3）組織の評定と管理

（1）産銷班の評定システム

図 1 に示した産銷班指導体系を参考にしながら，条文で説明していく。「産銷班輔導辦法草案」の第 16 条では「産銷班は主管機関の専案指導や補助計画の前に，評定を申請するべき」。それは産銷班の主管機関が専案指導或いは補助計画の前に，産銷班の運営成績を確認することである。第 17 条では「産銷班が直轄市あるいは県（市）

主管機関に 6 カ月以上にリストに登録されて，その資料は産銷班情報システムに完全に登録してから，評定の申請ができる。その評定の重点は次の通りとする。1，全体組織の運営能力：産銷班組織の健全性について，十分に運営や組織の機能を発揮できるかどうか。2，経営管理と運営成果：産銷班の経営管理と組織運営で利益を獲得する能力，及び経営成績。産銷班の評定結果は甲，乙，丙，丁四級とし，その評定の項目，内容及び類型の基準は別に定める」。とあり，ここでは産銷班の評定の申請資格，評定の重点を明らかにしている。評定の項目，内容や分類の基準は別に定めている。第 18 条では「産銷班の評定申請の方式は次の通りである。1，自己評価：産銷班は評定年度 4 月 20 日前に評定表を書いて所属する指導単位に評定を申請する。指導単位は評定表を審査して，意見を記入し，必要の資料更新後 4 月 30 日前に直轄市あるいは県（市）主管機関に送って評定を受ける。2，第 1 次評定：直轄市或いは県（市）政府が主催，産銷班の所属指導単位が協力，実際に評定することを原則とする。直轄市或いは県（市）主管機関は六月三〇日前に第 1 次評定を完成する。第 1 次評定の結果が乙級以上の産銷班を産銷班の類型により，中央主管機関に所属している試験改良場所において第 2 次評定を行う；第 1 次評定の結果が丙級以下の産銷班は直轄市あるいは県（市）主管機関により認定するものとする。3，第 2 次評定：中央主管に所属している試験改良場所が主催する。直轄市或いは県（市）主管機関に協力，原則として現地評定とする。八月三一日までに第 2 次評定及び認定評果を行うものとする。中央主管機関に所属する試験改良場所は第 2 次評定のために，中央主管機関に所属する機関及び産銷班を指導する実務的な経験を持っている学者や専門家に評定係を作ることができる」。とあり，産銷班評定の方式を明らかにしている。さらに第 19 条では「産銷班評定は産銷班が 16 条規則により提出申請者のほかに直轄市或いは県（市）主管機関が自主的に行うものとする」。とされており，直轄市或いは県（市）政府が自主的に産銷班を評定することができることを明らかに示している。第 20 条では「産銷班の評果結果は認定後 2 年間有効とする。産銷班は前項の評定結果の有効期間内に，第 18 条の規則により，レベルアップ評定を申請することができる。評定の結果は認定後 2 年間有効である」。とされており，産銷班の評定結果の有効期間は認定後 2 年間以内に有効である。またレベルアップの評定申請もできると規定している。

1993 年に農政機関（前台湾省政府農林庁）が産銷班の組織運営の実態を把握するために，1993 年に「産銷班考評表」（産銷班の評定表）を公布した。評定の項目は組織運営と生産販売の業務の二つに分かれており，それぞれ 50 点づつに評定している。評定の成績は 5 級に分かれて，特優良は 90 点以上，優良は 80～89 点，優級は 70～79 点，可級は 60～69 点，差級は 60 点以下である。最新の評定結果は 1998 年に示されている。当時台湾の産銷班は 6,138 班であり，その中に 75 点以上，複評定に入れる

のは 304 班しかなく，残り産銷班の三分の一以上の成績は低いと言われる。そして 1998 年以後，農政機関の調整及び 921 大地震により台湾中部地域のダメージで産銷班の評定を停止になっている。以上のような評定結果から産銷班の間に成績のバラつきが見られるということがわかる。

（2）産銷班の管理

以下の条文により主管機関が評定の結果，情報システム及び産銷班の新規制で産銷班を指導，補助していることがわかる。「産銷班輔導辦法草案」の第 21 条では「主管機関は評定の結果によりレベルを分けて指導するものとする。指導の原則は以下の通りとする。1，甲級産銷班：その運営計画により，製品マーケティング戦略の企画，販売ルートの開拓を重点的に指導する。2，乙級産銷班：その経営管理のレベルアップや教育訓練を強化し，企業化の発展のための生産と販売施設を補助し，経営管理診断指導の重点対象とする。3，丙級産銷班：その組織運営能力及び基礎教育訓練を強化し，その生産と販売のインフラを補助する。4，丁級産銷班：直轄市及び県（市）主管機関が評定結果を認定したときに所属し，指導していた団体に産銷班を 2 年以内に再編させる。期限内に再編できないものに対して，主管機関が登録を取り消し，産銷班に所属している指導単位に通知し，産銷班に通告させる」。とあり，主管機関が産銷班に対してレベル分けの指導原則を制定したことを示している。第 22 条では「主管機関は産銷班の評定結果によって，補助の項目及び標準を制定し，年度計画に入れて補助することができる」。とあり，主管機関が産銷班の評定結果によって，補助の項目や標準を制定し，補助のために年度計画に入れる。

また，「農業産銷組織輔導辦法」で産銷班の生産と販売計画の補助標準は次のように示されている。1. 産銷班が補助計画を申請する前に，自己資金を準備すべきである。2. 産銷班に対する補助金の財源は中央農建から，台湾省から，県市から，郷鎮からとなっている。3. 班に対する補助の基本原則：(1) 補助は班費用，公用施設及び班の共同作業資材を重点とする。(2) できるだけ班の個別農家の補助を減少する。(3) 原則として班の公共施設，設備など資本財の部分の補助は 50％を超過しない。(4) 原則として班の共同作業に必要な消耗性資材の補助は 30％を超過しない。(5) 地域性の公共施設，例えば農路，灌漑，防災措置など建設補助は実際の需要に応じて補助額を向上することができる。4. 班の指導補助項目及び金額は農林庁によって定まる。

第 23 条では「生産及び販売の指導及び農業情報の収集及び運用のために，中央主管機関が産銷班情報システムの設立及び維持をするべきである」。とあり，中央主管機関が産銷班情報システムを作って維持するべきことを制定している。第 24 条では「本方法を公布する前に農業産銷経営組織再編実施要点登録の共同経営班または産銷班，もしくは産銷班組織指導方法によって登録した産銷班が本法第 4 条の規程に合

わない場合，本方法を施行後1年以内に調整を行うべきである。産銷班は前項の規程に合致しない場合，直轄市或いは県（市）主管機関がリスト登録を取り消すことができて，また産銷班の指導単位経由で産銷班に通告するものとする」とある。これは現在の基準で産銷班を管理するためである。

5. まとめ

本稿では台湾における生産者組織の展開及び産銷班の位置づけを明らかにすることを課題とした。

台湾は熱帯，亜熱帯に位置し，雨が多くて，農産物は多様である。戦後，農林水産物の生産構造において耕種部門の構成比は圧倒的に多かったが，次第に畜産部門や漁産物に代替されてきた。耕種部門の構成比の推移では果実や野菜の増加によって，戦後首位にあった水稲が三位に落ちている。また耕地規模別農家の耕地は1ha未満の比率や兼業農家の比率は高いので，台湾農家の経営は零細化で兼業経営が多いと言える。また農家と非農家の所得の比較で，農家の所得は低いことであることが分かる。このような農業構造で，農業振興によって農家の経営効率や所得を上げることは農政機関の立場から重要な課題である。そして生産者組織は手段として，農業政策に積極的に取り入れてきた。

生産者組織は時代に応じてそれぞれの役割がある。戦後から60年代末までは，農産物の増産は農業政策として重要なことなので，生産者組織は増産を目的として，政府から指導を受けた。この時期の生産者組織の特徴は技術普及のためである言える。そして60年代末から80年代の初期までは工業の発展に伴って，農村の労働力が流出し，農業の機械化，農産物流通の効率化が関心を集め，農業保護の段階に至った。コストを低減するために，機械などの共同利用が組織の重要な役割であった。80年代初期から90年代の初期まで農業環境では貿易の自由化が進められ，農産物市場開放の政策が行われた。生産面では主要食料の米が過剰問題になり，稲作転換政策が導入された。そして土地の栽培品目を類型して生産者組織を形成し，組織で米の生産量を減少させ，生産調整を行なった。また，政策の過程で異なる生産者組織の名称がでてきた。そして生産力中心の考え方から，効率性，競争優位の考え方に変更した。さらに90年代の初期から自由化がいっそう促進され，国際的競争力のある農業や農業生態環境の保全が政策の対象に取り込まれるようになった。そこでは生産者組織を有効に発揮するために，組織を産銷班という名称のもとで再編された。産銷班の品目類型は再編した最初の7種類から16種類，そして22種類まで増加してきた。

以上のような産銷班の展開から産銷班は農家の自発的な組織というより，政府による「上から下へ」の性格が強いと言える。具体的な手段は生産コストの低減，経営効率の向上，市場の開拓，共同化により農家所得の向上，政府と農家との間のパイプの役割をしている。目的の達成や農業資源の有効利用のために産銷班に参加する資格は地域若しくは品目別によって成立する。産銷班の運営を順調に行わせるために，運営の仕方が規定されていた。原則として産銷班の運営は民主的，多数決による議決とする。その運営のための班基金の収入と支出も規定している。また産銷班の運営を成功させるため，産銷班の業務に対していくつかの優遇的な政策が見られた。こうして産銷班は一定の評定基準を通じて，指導機関の指導や補助を受けることができる。また指導機関も評定を通じて，産銷班の状況を把握することができて，補助や指導などの誘因によって産銷班の運営に関与でき，農業振興の期待ができる。

これまで見てきたように，産銷班の品目類型や産銷班に参加する班員数が増加してきたが，実際には運営していない或いは業績がよくない産銷班が未だ多いことも見えてきた。現状の産銷班の多くは農政機関の期待通りに農業の戦略的提携の基盤になっているとは必ずしも言えない。今後，産銷班の実態分析をより深めながら，業績のよい産銷班の成功要因を明らかにしていきたいと考えている。

(註)

(註 1)引用文献（中文）[9]，pp. 20 参照
(註 2)引用文献（中文）[8]，pp. 23 参照
(註 3)引用文献（中文）[9]，pp. 20 参照
(註 4)引用文献（中文）[5]，pp. 414-415 参照
(註 5)引用文献（日文）[4]，pp. 119 参照
(註 6)引用文献（中文）[5]，pp. 415 参照
(註 7)引用文献（中文）[8]，pp. 23 参照
(註 8)引用文献（日文）[4]，pp. 120 参照

参考・引用文献（中文）

[1] 李謀監「台灣農業産銷班成功營運模式之研究」國立台灣大學農業推廣學研究所博士論文，1996 年
[2] 李賢德「普林式蓮霧産銷示範班之發展」果樹産銷班企業化經營研討會專輯 9-38

台灣省高雄區農業改良場編印，1999 年
[3] 李姿維「影響農業産銷班使用資訊系統因素之研究」国立中興大学農業経済研究所修士論文，2002 年
[4] 蔡秋虎「影響産銷班組織營運績效優劣因素之研究」國立中興大學農業推廣教育研究所修士論文，1996 年
[5] 鄭詩華「農業生産組織」南天書局，1995 年
[6] 蔣憲國，張錦秀，周淑月「産銷班實施農業生產法人制度可行性之研究」農民組織學刊，1997 年，第 2 期，p,1-57
[7] 張錦秀「産銷班實施法人化可行性之研究-以蔬菜産銷班為例」國立中興大學農業推廣教育研究所修士論文，1996 年
[8] 張志熒「影響農業産銷班績効差異之因素分析」国立中興大学農業経済研究所修士論文，2000 年
[9] 楊昇旻「蔬菜産銷班整合績効評估之研究」国立中興大学農業経済研究所修士論文，2000 年

参考・引用文献（日文）

[1] 板垣啓四郎「台湾における農業生産の多様化と営農システムの進展過程」『農村研究』1995.3，pp.50～66
[2] 小宮昌平「台湾の食料需給，農産物貿易および農業」『千葉商大論叢』2000.6，pp.151～182
[3] 木下幸雄「現代台湾における農業政策の展開過程と農業の展開構造」農業経営研究 36(2),1998，pp.147～156
[4] 水野正己「台湾ーWTO 加盟後を見越した食料・農業政策ー」農業及び園芸 77(1),2002，1，pp.118-123
[5] 朴紅「台湾の青果物産地における産銷班の性格変化―雲林県西螺鎮を対象としてー」北海道農業経済研究,2003，pp.3-4
[6] 頼文魁「台湾農業における土地利用と経営政策の課題と展望――集団経営班の土地利用と地域農業の再編」『農業経営研究』1998.9，pp.151～156
[7] 蔦谷栄一「台湾における有機農業,減農薬・減化学肥料栽培の取組実態――環境負荷軽減を基本とした地道な展開〔含 <補論>台湾農業の動向と WTO 加盟への対応〕（今月のテーマ 農林業と環境保全）」『農林金融』,2000.11，pp.736～756

表１　台湾における国内総生産額の産業別構成比の推移

単位：百万元、％

年次	国内総生産額	産業別構成比		
		第１次産業	第２次産業	第３次産業
1952	17,251	32.2	19.7	48.1
1955	29,981	29.1	23.2	47.7
1960	62,507	28.5	26.9	44.6
1965	110,627	22.2	30.8	47.0
1970	226,805	15.5	36.8	47.7
1975	589,651	12.7	39.9	47.4
1980	1,491,059	7.7	45.7	46.6
1985	2,473,786	5.8	46.3	47.9
1990	4,307,043	4.2	41.2	54.6
1995	7,017,933	3.5	36.4	60.2
2000	9,663,388	2.1	32.4	65.5
2002	9,734,351	1.9	31.0	67.1

資料：　「農業統計年報」2002年，行政院農業委員会統計室。

表2　台湾における農林水産物の生産高と構成比の推移

年	農林水産物の生産高（千元）	構成比(%)			
		耕種部門	畜産部門	漁産物	林産物
1953	10,291,607	72.6	15.8	6.5	5.1
1955	11,639,409	66.4	19.6	9.2	4.8
1960	25,754,895	64.1	20.9	9.6	5.5
1965	37,485,301	64.7	21.2	8.7	5.4
1970	53,153,845	57.2	24.1	13.5	5.2
1975	122,498,057	57.9	24.9	14.2	3.0
1980	212,398,817	47.4	29.1	21.2	2.3
1985	270,072,311	47.0	27.3	24.8	1.0
1990	313,545,224	44.1	27.0	28.4	0.5
1995	411,139,296	41.0	34.3	24.5	0.2
2000	363,791,073	45.4	29.6	24.9	0.1
2002	350,477,906	43.3	30.0	26.4	0.2

資料：　「農業統計年報」各年，行政院農業委員会統計室。

表3　耕種部門の生産高と構成比の推移

年	耕種部門の生産高（千元）	構成比(%) 果樹	野菜	水稲	工芸農作物	雑穀・豆類	その他
1952	4,996,442	3.5	4.8	58.7	17.0	16.0	0.0
1955	7,727,872	3.3	5.0	56.4	18.4	17.0	0.0
1960	16,495,971	4.2	5.6	57.0	13.9	19.2	0.0
1965	24,236,696	11.3	8.1	48.9	15.5	16.2	0.0
1970	30,405,359	11.8	16.0	45.0	12.1	15.1	0.0
1975	70,906,054	8.3	14.2	48.6	18.7	10.2	0.1
1980	100,666,692	14.5	22.7	41.8	12.1	8.1	0.8
1985	126,809,474	23.0	22.3	32.6	12.4	8.4	1.3
1990	138,388,917	29.8	21.2	27.5	10.4	8.6	2.7
1995	168,517,511	32.3	21.5	23.6	9.1	8.1	5.4
2000	165,214,487	35.0	24.9	21.0	7.9	5.5	5.8
2002	151,853,269	35.5	23.3	21.1	5.8	5.3	9.0

資料：　「農業統計年報」各年，行政院農業委員会統計室。

表4　耕種農家の経営規模の推移

単位：戸、%

年	合計	0.1ha未満	0.1～0.5ha	0.5～1ha	1～2ha	2～3ha	3～5ha	5ha～	10ha以上
1990	850,395	2.1	44.7	28.3	17.9	4.3	2.0	0.6	0.1
1991	815,520	3.3	40.5	28.3	19.4	5.1	2.5	0.8	0.1
1992	789,536	3.0	41.3	28.7	19.2	4.6	2.4	0.6	0.1
1993	812,288	4.1	41.7	27.5	18.3	4.7	2.9	0.6	0.2
1994	798,429	2.6	42.7	28.5	18.6	4.6	1.8	1.0	0.1
1995	786,388	1.5	41.3	29.4	19.9	4.9	2.3	0.7	0.0
1996	773,850	4.3	43.5	28.1	16.9	4.5	1.8	0.8	0.1
1997	774,951	4.1	43.0	27.6	16.8	5.5	2.3	0.7	0.1
1998	776,686	4.1	42.2	27.5	18.6	4.5	2.5	0.6	0.1
1999	782,566	4.1	45.5	26.5	17.2	3.8	2.3	0.6	0.1
2000	716,973	2.1	44.8	28.0	17.7	4.5	2.2	0.7	0.2
2001	721,316	3.9	46.3	26.3	15.9	4.1	2.3	0.9	0.2

資料：　「農業統計年報」2002年，行政院農業委員会統計室。

注1）耕種農：耕地面積が0.05ha以上の農家。

表5　農家戸数及び専兼業別農家の構成比

年	農家合計（戸）	専業(%)	兼業(%)		
			小計	専業中心	兼業中心
1990	859,772	13.2	86.8	17.3	69.5
1991	824,256	14.3	85.7	23.3	62.4
1992	797,745	13.5	86.5	24.3	62.2
1993	822,395	15.8	84.2	23.8	60.4
1994	807,791	17.5	82.5	24.3	58.3
1995	792,120	13.0	87.0	13.0	74.0
1996	779,427	14.0	86.0	24.4	61.6
1997	780,246	14.5	85.5	23.1	62.4
1998	782,136	15.5	84.5	23.2	61.3
1999	787,407	15.6	84.4	22.4	62.0
2000	721,161	18.0	82.0	9.0	73.1
2001	726,575	19.9	80.1	14.2	65.9

資料：「農業統計年報」2002年，行政院農業委員会統計室。

注1）専業農家：農家の中で全部の人口は農業の収入によって生活している。他の職業をしていない。

注2）兼業農家：農家では15歳以上の人口で、1人以上の人が他の職業を専業或いは兼業でやっている。

表6　1戸当たりの農家所得と非農家所得の比較

単位：元、%

年	農家所得（A)	非農家所得（B)	比率(A/B)
1990	503,830	651,845	77.3
1995	871,082	1,052,834	82.7
2000	917,623	1,166,870	78.6
2001	881,298	1,136,274	77.6

資料：「農業統計年報」2002年，行政院農業委員会統計室。

表7　農業及び産銷班政策の展開

	農業・農村開発政策	農業・農村開発政策の目標	主な農業・農村開発の方策	生産者組織についての方策
1945～1968年	①国民に対する食料の供給 ②農業増産による工業化促進 ③経済発展のための農工間資源移動	①食料の増産，農民生活水準の向上 ②食料作物及び主要農産物の増産 ③人材育成と地域復興による民主主義の基盤形成 ④食料自給率の向上及び国民の栄養改善 ⑤農産物輸出による農民の所得向上 ⑥工業化を促進するための資源の提供	①台湾農林業の引き受けが終了(1946) ②公有土地貸賃徴収の方法を修正し、公布(1948) ③「三七五減租計画」（1949） ④「肥料換穀方策」（1950） ⑤「公地放領計画」（1951） ⑥「第一次農地改革」（1953） ⑦「耕者有其田方策」（自作農創設）（1953） ⑧「稲米強制收購」（1954） ⑨「農業低利貸款」（1961）	①「総合性農事研究班」（1952） ②共同作業（1953） ③「水稲共同栽培」（1963） ④「水稲綜合栽培」（1966）
1969～82年	①農工間の均衡発展 ②輸出農産物の開発	①農業生産の強化 ②農産物流通の効率化 ③農業収益力の上昇及び農民所得の向上 ④自然保護及び水害防止 ⑤農業用水の利用合理化及び土壌保全	①「新農業政策綱領」（1969） ②「促進農場機械化方策」（1970） ③「農業発展条例」（1973） ④「肥料換穀方策」の廃止（1974） ⑤「糧食安定基金」（1974） ⑥「稲作保証価格制度」（1974） ⑦「加速農村発展計画」（1974-79） ⑧「提高農民所得與加強農村建設計画」（1980-82） ⑨「基層建設発展計画」（1981-82） ⑩「第二階段農地改革」（1982）	①「農場共同経営班」、「共同防治隊」（1969） ②「共同経営班」（1971） ③育苗センターの設立（1978） ④「台湾地区家庭農場共同経営及委託経営促進要点」(1979) ⑤「第二階段農地改革方策」（1982）
1983～91年	①新農業保護政策政策への適応 ②農民運動興起 ③農業政策構造の改善 ④農業の環境保全機能の向上 ⑤ＧＡＴＴ加盟申請	①農家所得の向上 ②農工間所得均衡 ③食料供給の安定化 ④主要食料の自給達成 ⑤農村環境の整備 ⑥農民の福祉向上	①「米生産転作六年計画」（1983） ②「加強基層建設與加強農民所得方策」(1983-85) ③「改進農業結構與加強農民所得方策」(1986-91) ④農産物市場開放政策の開始（1988）	①「農地利用綜合規劃執行計劃」（1986） 1991）
1992～2003年	①農業の産業化 ②農業生産．農民生活．農村環境の均衡ある発展 ③ＷＴＯ加盟	①構造改善の推進 ②国内農業の競争力向上 ③農民生活の質の向上 ④農民福祉の向上 ⑤農業生態環境の保全 ⑥農業資源の持続的利用 ⑦戦略的提携	①「稲米生産及稲田転作計画」(継続)(1990-97) ②「綜合農業調整方策」（1992-97） ③「跨世紀農業建設計画」（1997-00） ④「降低農業産銷成本計画」(1992-97) ⑤「農地釋地（修正）方策」（1993-00） ⑥「水旱田利用調整方策」（1997-00）	①「農業産銷経営組織整合実施要点」（1992） ②「整合核心農民組織及輔導計劃」（1993） ③「農業産銷班整合組訓及考核輔導作業手冊」（1995） ④「農業産銷組織輔導辦法」（2003）

資料：1.李姿維「影響農業産銷班使用資訊系統因素之研究」国立中興大学農業経済研究所修士論文,2002年,pp.14-17。
2.楊昇旻「蔬菜産銷班整合績効評估之研究」国立中興大学農業経済研究所修士論文,2000年,pp.20-21。
3.鄭詩華「農業生産組織」,1995年,pp.414-415。
4.張志葵「影響農業産銷班績効差異之因素分析」国立中興大学農業経済研究所修士論文,2000年,pp.23。
5.水野正己「台湾－WTO加盟後を見越した食料・農業政策－」農業及び園芸77(1),2002年1月,pp.118-123。

表8　農家戸数及び産銷班戸数の推移

単位：戸、％

年	農家戸数(A)	産銷班に参加する戸数(B)	参加率（B/A*100）	産銷班の品目
1995	792,120	86,333	10.9	7
1996	779,427	103,887	13.3	16
1997	780,246	122,605	15.7	—
1998	782,136	—	—	—
1999	787,407	—	—	—
2000	721,161	128,857	17.9	22

資料：　1.「農業統計年報」2002年,行政院農業委員会統計室。
2.李謀監「台灣農業産銷班成功營運模式之研究」国立台灣大學農業推廣學研究所博士論文,1996年,p.4。
3.台灣省農業産銷班統計資料,前台灣省政府農林廳,1997。
4.張志榮「影響農業産銷班績効差異之因素分析」国立中興大学農業経済研究所修士論文,2000年,p.2。
5.李姿維「影響農業産銷班使用資訊系統因素之研究」国立中興大学農業経済研究所修士論文,2002年pp.18。

注1)　95年以前及び－は資料なし。

表9　台湾における産銷班の概要

		2003年					1996年				
	部門別	班数	班員／班	班員数(戸)	経営規模／戸(ha,頭,箱)	經營規模（ha,頭,箱)	班数	班員／班	班員数(戸)	経営規模／戸(ha,頭,箱)	經營規模（ha,頭,箱)
耕種部門	果樹	2,371	19.7	46,748	2	78,691	2,113	21	45,400	2	91,638
	野菜	1,951	19.0	37,098	1	47,393	1,851	19	35,153	1	37,289
	花卉	519	14.5	7,515	4	29,269	465	14	6,501	1	5,390
	特用作物	256	19.9	5,084	1	4,828	93	21	1,920	1	2,191
	稲作	192	23.3	4,483	2	7,796	29	20	568	2	948
	養殖水産物	103	14.9	1,531	2	2,635	132	12	1,641	2	2,959
	雑穀	79	28.4	2,241	1	2,333	5	21	107	1	139
	観光農業	62	17.0	1,056	1	1,383	—	—	—	—	—
	その他	28	15.5	435	95	41,272	—	—	—	—	—
	キノコ	23	12.3	283	1	176	—	—	—	—	—
	有機農産物	1	10.0	10	0	4	—	—	—	—	—
畜産部門	養豚	322	25.9	8,349	679	5,669,052	363	26	9,518	848	8,067,310
	養鶏	155	16.0	2,482	17,640	43,781,765	124	14	1,741	16,270	28,325,772
	採卵鶏	85	—	—	—	33,458,344	48	13	615	8,094	4,977,745
	羊	58	15.3	887	172	152,683	5	24	121	152	18,332
	蜂	51	9.7	496	466	231,176	24	10	250	801	200,185
	酪農	50	11.0	548	1,838	1,007,113	2	16	31	143	4,447
	ガチョウ	22	15.4	339	5,187	1,758,250	20	15	301	8,110	2,441,100
	鴨	15	14.5	218	5,799	1,264,100	1	20	20		—
	合計	6,343	18.9	119,803			5,275	19.7	103,887		

資料：1.「台湾省農業産銷班統計資料」1996年。2.「農業産銷班組織體系資料服務系統」2003,10,7より作成。
注）－は資料なし。

表10　台湾における県市別農家戸数と産銷班の概要

県市	地域	2003年 班数(班)	班員／班(戸)	班員数(戸)	1996年 班数(班)	班員／班(戸)	班員数(戸)	(参考) 2002年 農家戸数
彰化県	中部	713	23.8	16,973	410	25.3	10,371	92,290
嘉義県	南部	778	18.9	14,735	499	18.6	9,292	58,057
臺南県	南部	671	18.5	12,423	617	19.7	12,127	79,006
屏東県	南部	598	16.7	9,996	493	17.8	8,797	55,665
高雄県	南部	476	19.5	9,298	353	23.1	8,139	50,218
臺中県	中部	472	18.6	8,801	390	19.4	7,575	54,833
雲林県	中部	490	17.2	8,415	528	18.7	9,860	74,517
苗栗県	中部	405	20.2	8,196	296	20.4	6,046	41,308
宜蘭県	北部	309	18.0	5,576	274	17.8	4,864	27,401
臺東県	東部	308	16.8	5,181	201	16.4	3,298	16,228
桃園県	北部	220	20.4	4,488	169	15.7	2,652	36,510
新竹県	北部	236	18.1	4,265	187	16.7	3,115	24,904
臺北県	北部	170	22.1	3,761	119	23.3	2,769	18,910
花蓮県	東部	178	17.0	3,034	160	16.7	2,677	19,207
臺北市	北部	108	23.0	2,480	—	—	—	5,118
南投県	中部	77	16.4	1,260	465	22.1	10,270	45,104
臺南市	南部	60	16.5	991	64	16.3	1,046	6,726
臺中市	中部	16	28.9	462	12	31.9	383	5,170
澎湖県	南部	18	14.7	265	11	14.5	160	2,905
新竹市	北部	17	15.2	258	12	18.7	224	4,257
嘉義市	南部	12	18.5	222	14	15.1	211	3,305
高雄市	南部	10	11.2	112	—	—	—	4,555
基隆市	北部	1	6.0	6	1	11.0	11	381
合計		6,343	19.1	121,198	5,275	19.7	103,887	726,575

資料：1.「農業統計年報」2002年，行政院農業委員会統計室。2.「台湾省農業産銷班統計資料」1996年。3.「農業産銷班組織體系資料服務系統」2003,10,7より作成。
注）－は資料なし。

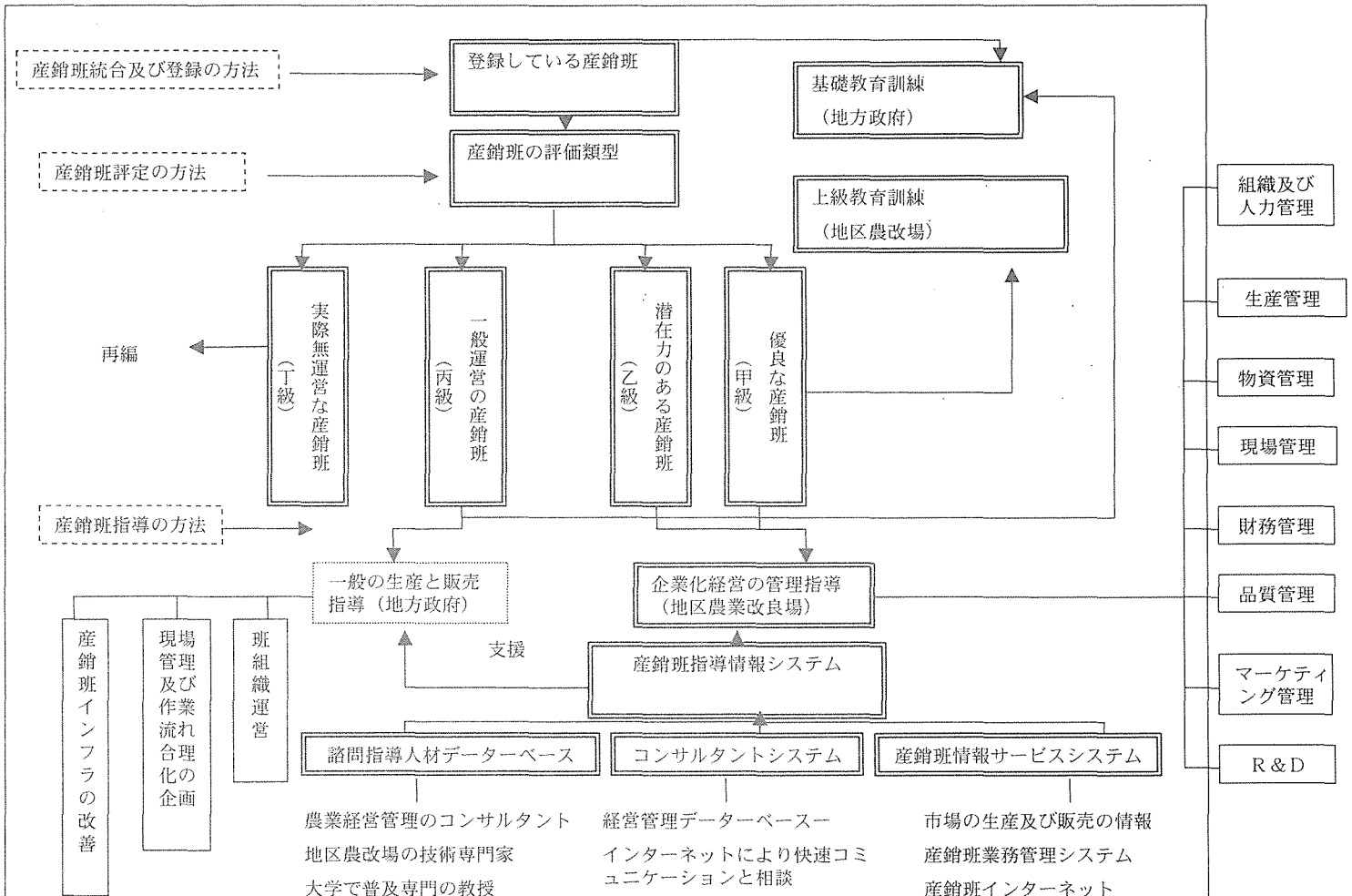


図1　産銷班の指導システム

資料：農業委員会，2003年の資料より